

生活保護基準、今年4月に2回目の引き下げ…

# 県知事に「審査請求書」を提出

## 富山市在住の受給者3人

反貧困ネットワークとやまは5月23日、2014年4月の生活保護基準の引き下げに抗議して、富山県知事（請求書の受付は、生活保護の実施機関である富山市）に対して、富山市内の3人の「審査請求書」を提出しました。

この日は、申請者3人は仕事や体調の関係で参加できず、西山貞義弁護士（「反貧困ネット・代表世話人」と中村万喜夫弁護士が、代理人として「審査請求書」を富山市社会福祉課・生活保護係の担当者に提出しました。担当者は「すみやかに、県にお届けします」と受理しました。

審査請求書の提出には、松浦万里子・代表世話人、吉田修・事務局長、事務局メンバーの塚本辰夫・「生健会」事務局長、杉田瑞樹・保険医協会事務局次長らが同席しました。

今後、全国の仲間とともに、訴訟を展望した取り組みをすすめていく予定です。

政府がすすめる生活保護基準の「生活扶助」を引き下げは、昨年8月と今年4月、さらに、2015年4月にも、3回目の引き下げを実施する予定で、平均6.5%、最大10%の引き下げとなります。

全国で1万人を超える生活保護受給者が昨年、生活保護基準引き下げの取り消しを求めて「不服審査請求」運動に立ち上がりました。県内でも昨年9月24日、4人が不服審査請求を起こし、県の「棄却」決定を受け、12月には厚生労働大臣に「再審査請求」をしています。



審査請求書を提出する、西山貞義・弁護士（右から2人目）と中村万喜夫・弁護士（右端）【富山市役所】

←5/24付「北日本新聞」の報道

**生活保護費の引き下げ不服**  
富山の3人審査請求

4月の生活保護費の基準額引き下げを不服とする富山市の受給者3人が23日、県に対して引き下げ処分の取り消しを求める審査請求を行った。

審査請求したのは80代と70代、30代の女性。代理人の西山貞義弁護士、中村万喜夫弁護士、生活困窮者の支援活動に取り組む「反貧困ネットワークとやま」の吉田修事務局長らが富山市役所を訪れ、石井知事宛ての審査請求書を市社会福祉課に提出した。

審査請求した3人は、昨年9月にも生活保護基準引き下げを不服とし県に処分取り消しを求める審査請求を行ったが、同12月に棄却され、厚生労働大臣に再審査請求した。同ネットワークは再審査請求も棄却された場合は、全国の受給者とともに訴訟を起こすことを検討するという。



反-貧困ネットワークとやま メールニュース

No.⑦ 2014.5/26 発行；ネット事務局 E-mail；[info@fureai.tv](mailto:info@fureai.tv)